

地域生活支援拠点等に係る算定可能な加算等について（令和8年2月時点）

●以下は拠点等の届出を行い、拠点等として位置づけられることで請求できる加算

機能	対象事業名	加算名等	単位数等	概要	備考
相談	計画（障害児）相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回 （月4回を限度）	地域生活支援拠点等として位置づけられた事業所が、障害の特性に起因して緊急に支援の必要が生じた障害児者・保護者等からの要請に基づき、速やかに短期入所を利用するため、当該障害児者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整（利用計画の作成も含む。）を行った場合に加算する。	
緊急時の受入	短期入所	要件を満たす場合に、基本報酬に加えて算定可能	100単位/利用開始日	緊急時対応に限らず、利用開始日のみ所定単位数に加算する。	・緊急時の受入に際しては、要件に応じ、定員超過加算（最長10日間）を算定する場合は、定員超過減算や大規模減算の対象とはならない。
			200単位/利用開始日	事業所として、平時からの連絡調整に従事する者（連絡調整者）を配置し、かつ、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に更に加算する。	・重度障害者等については以下を指す。 医療的ケア児者、重症心身障害児者または、行動関連項目合計点数が10点以上である者（障害児にあっては、こども家庭庁長官が定める児童等（厚生労働省告示第270号）の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児）
	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	緊急時受入加算【新設】	100単位/日	・障害の特性に起因して生じた緊急事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合であること。 ・当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間支援を行った場合。	・夜間支援とは、日中サービスに引き続き夜間に支援を実施した場合を指す。
緊急時の対応	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	50単位/回 （月2回を限度）	・緊急時対応加算（100単位/回）を算定していること。	・本加算は、緊急時対応加算を算定した際に追加して算定できるものである。
	自立生活援助、地域定着支援	緊急時支援費（Ⅰ）	50単位/日	・緊急時支援費（Ⅰ）（712単位）を算定していること。 （注：緊急時支援費（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない）	・本加算は、緊急時支援費（Ⅰ）に対して、追加して算定できるものである。
体験の機会・場の提供	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	障害福祉サービスの体験利用支援加算	50単位/日	・体験利用支援加算を算定した場合に左記単位を上乗せする。 ・障害福祉サービス事業の体験利用支援加算（Ⅰ）（500単位）又は障害福祉サービス事業の体験利用支援加算（Ⅱ）（250単位）を算定していること。	・本加算は、障害福祉サービス事業の体験利用加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）に対して、追加して算定できるものである。
		障害者支援施設	地域移行促進加算（Ⅰ）【新設】	120単位/日	・市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置すること。 ・施設入所者が指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合。 ・施設の従業者が指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合。
	地域移行支援	地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】	60単位/日 （月3回を限度）	・市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置すること。 ・地域移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合。 （例：GH等の見学や食事利用、地域活動への参加等を職員が同行して行う場合）	
		障害福祉サービスの体験利用加算	50単位/日	・障害福祉サービスの体験利用加算（500単位/日）又は（250単位/日）を算定していること。	・本加算は、障害福祉サービスの体験利用加算に対して、追加して算定できるものである。
	体験宿泊加算 （15日を限度）	50単位/日	・体験宿泊加算（Ⅰ）（300単位/日）又は（Ⅱ）（700単位/日）を算定していること。	・本加算は、障害福祉サービスの体験宿泊加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）に対して、追加して算定できるものである。	
地域の体制づくり	計画（障害児）相談支援	地域体制強化共同支援加算	2000単位/月 （月1回を限度）	・事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応していること。 ・事業所の相談支援専門員が当該事例を協議会に報告していること。	・緊急事態及び要支援者については、定義されている者に限定し、要支援者等との協議は事前に実施しておく必要あり。 ・協議会への報告前には、障害者福祉課に同事例を提供し、加算の対象となるか確認すること。

※1：運営規程の変更については、変更後遅くとも10日以内に指定権者（久留米市）あてに変更届を出してください。

※2：加算については算定する月の前月15日までに指定権者（久留米市）宛に「介護給付費等の算定に係る体制等に係る届出書」を提出してください。

※3：各種加算の要件及び詳細については、各サービスの報酬告示及び留意事項等で確認してください。

※4：上記加算の他に、地域生活支援拠点等を担う事業所であることを市町村に届出等をして選択ができる給付費は下記のとおりです。